

米国企業年金制度の近年の動向と格付けに関する考察

牟田 正人

はじめに

日本企業は現在、24社がいわゆる「SEC 基準」の会計ディスクロージャーをおこなっている。米国の会計基準では、年金の「積立不足部分」が企業の「年金負債」として認識されるため、これら企業の「年金負債」が公表されている（表1参照¹⁾。米国では、1985年12月に公表された米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Boards, 以下 FASB と略す）による「財務会計基準書第87号」（Statement of Financial Accounting Standards, No.87, Employers' Accounting for Pensions, 以下 SFAS87号と略す）において、給付建年金制度を運営している企業は、いわゆる積立不足部分を企業本体の貸借対照表上に負債として計上することが求められているからである。わが国の会計基準では、年金資産の時価評価も、また積立不足部分を負債として認識することも求められていない。しかしながら、国際資本市場での資金調達を志向する一部企業については前述のように「年金負債」が顕在化することになる。

資本市場で資金調達をおこなう企業には投資家向けに会計ディスクロージャーをおこなうことが義務づけられている。「年金負債」については長年論争的となってきており、米国ではようやく85年12月にその貸借対照表上での計上が義務づけられるにいたったのである。投資家向けという観点

表1 主要企業の積立不足状況（金額単位：億円）

社名	不足額
東芝	6,262
三菱電機	6,000
本田技研工業	3,897
NEC	3,153
ソニー	2,198
三洋電機	1,540
富士写真フィルム	1,204
三菱商事	1,162
クボタ	1,135
キャノン	1,051
その他	6,197
24社合計	33,799

（出所） 日本経済新聞社，1997年8月5日付朝刊。

からすれば、同基準書採択前後における一部企業からの反対意見の一部には「格付けが低下する」懸念があるというものがあつた²⁾。

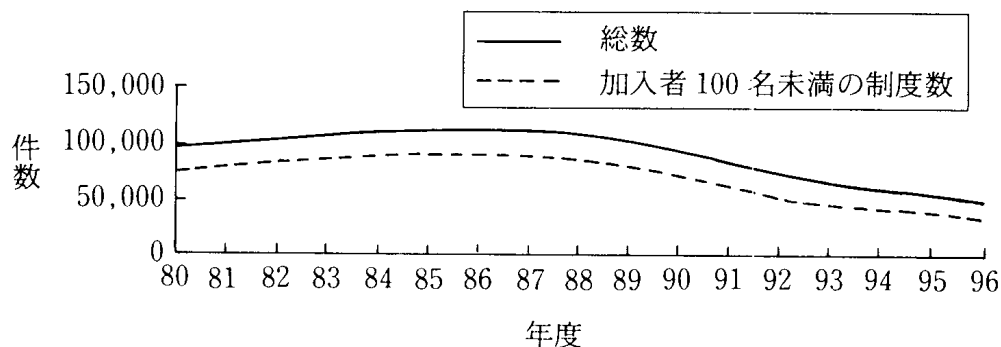
また、これに先立つ1974年には企業年金を包括的に規制対象とする「1974年従業員退職所得保障法」(Employee Retirement Income Security Act of 1974, 以下 ERISA 法と略す)が制定され、給付建企業年金に、「積立強制」「積立不足の強制償却」「年金制度破綻の場合の企業責任」が明文化されるにいたっている。その結果、給付建年金制度を運営する企業には、年金の積立状態に財政上の責任が負わされることとなったのである。これを受けて、給付建年金制度を終了させて、掛金建年金制度（近年ではとりわけ従業員持株制度）に切り換える動きがみられる。

本稿では、まず、1974年の ERISA 法成立後の米国企業年金制度の動向を概観し、近年の特徴を指摘する。次に、格付機関による「年金負債」の評価方法を検討し、会計情報と市場とを結ぶ格付けの意義を再検討する。

I. 米国企業年金制度の動向

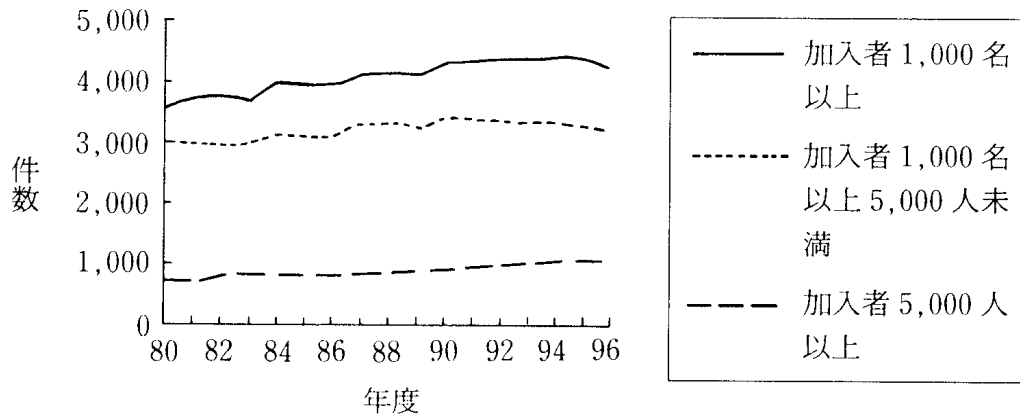
図1は、年金給付保証公庫（Pension Benefit Guarante Corporation, 以下 PBGC と略す）によって、年金保険の対象となっている企業年金制度の趨勢を示したものである。年金保険の対象となっているのは給付建年金制度である。図より明らかなように、給付建企業年金制度の件数は、1985年の112,000をピークに減少を続け、1996年には47,000件を数えるにすぎない。また、年金制度加入者が1,000名を越える大型の年金制度の趨勢を示したものが図2である。図1および図2から給付建年金制度の件数は減少の一途をたどっているものの、減少している（年金制度を終了させている）のは主として加入者の少ない小型の年金制度であることがわかる。また、1996年現在 PBGC が保険料を徴収している企業年金の積立状況は図3のごとくである。図3によれば「積立不足」が著しい（年金債務に対する年

図1 給付建企業年金制度件数の推移



(出所) Pension Benefit Guarante Corporation, *Pension Insurance Fact Book 1996*, Table A-14より作成。This book is obtained from the PBGC's homepage, <http://www.pbgc.gov>.

図2 大型給付建企業年金制度件数の推移



(出所) 図1に同じ。

図3-A 拠出建企業年金制度の積立状況 (加入者数)

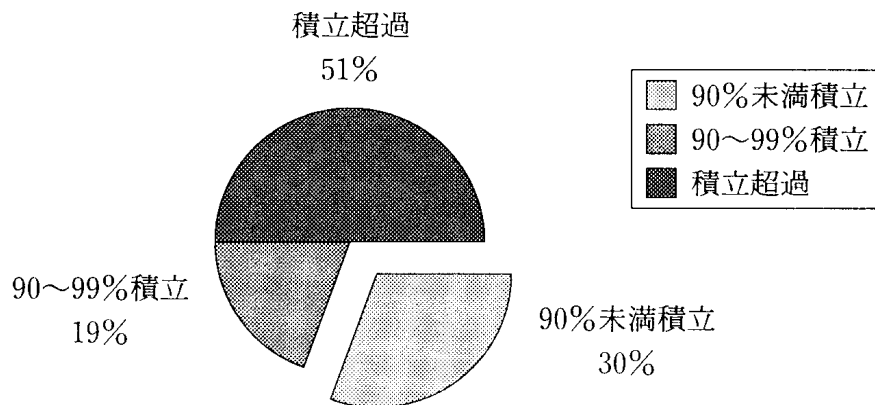
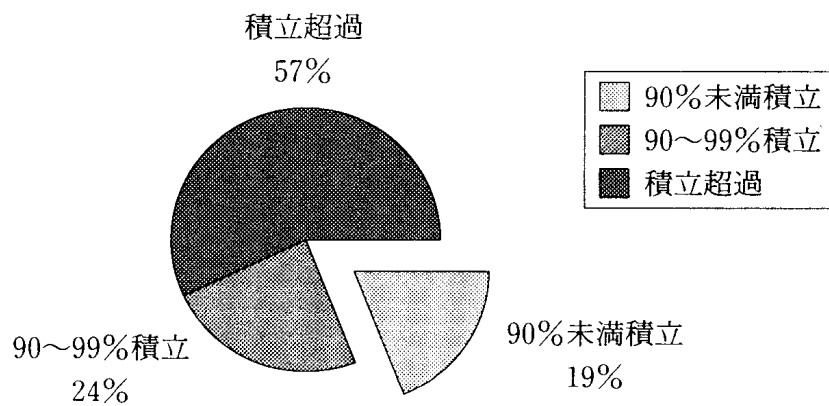


図3-B 拠出型企業年金制度の積立状況 (年金債務)



金資産の割合が90%を切っている)のは、年金債務金額にして19.4%、加入者にして30.3%である。

前述のように、ERISA 法にせよ、SFAS87号にせよ、問題を抱えることになる想定されていたのは、このように将来の支払分の現在価値である年金債務が、現時点で積み立てられている年金資産を超過している場合、すなわち積立不足状態にある企業であった。事実、ERISA 法施行後、年金制度の破綻の結果終了した強制終了は1975~1996年で2,326件、PBGC が企業に対する請求権を得たのが56億2,200万ドル、そのうち実際に回収したのが7億4,900万ドルで、未回収分が48億7,060万ドルとなっている。この未回収分の状況は表2のごとくである。またこの未回収分(PBGCの請求可能分)は年金制度破綻上位10社のみで全体の67.8%を占めている(表3参照)。この未回収分はPBGCが、拠出型企業年金制度を採用している企業から保険料を徴収し、その積立金からまかなうことになっている。そのため、PBGCにとっては積立が充分でない年金制度が問題となるのである。しかしながら、企業財務面で特徴ある行動をとったのは、積立超過状態にある企業であった。

ERISA 法によって、企業年金資産は企業とは別個の法人とされている。これは企業倒産等の場合も、年金資産を企業の債権者から保護するためである。また、同法では年金資産を年金受給者への年金給付以外の目的に使用することは禁止されている。これも同法の趣旨(従業員に対する年金給付の保全)からすれば当然のことである。しかしながら、同法は例外措置として、企業が積立超過部分を取り崩すことを認めているのである。この積立超過部分の取り崩し状況の一部は表4に示されている。

この超過部分が生じるのは、①年金制度設定時の諸仮定があまりに保守

表2 年金給付保証公庫 (PBGC) 管理下での年金制度終了, PBGC の請求権の推移
(金額単位: 100万ドル)

会計年度	正常終了	破綻終了	資 産	債 務	不 足	回 収	請 求 権
1975	2,470	100	\$18.9	\$56.0	\$37.2	\$5.1	\$32.1
1976	8,932	171	41.7	88.0	46.4	28.5	17.9
1977	7,202	130	18.8	51.7	32.9	9.2	23.7
1978	5,158	102	43.3	124.5	81.2	8.1	73.1
1979	4,810	81	31.2	80.6	49.4	7.2	42.2
1980	3,933	103	74.2	166.4	92.3	32.3	60.0
1981	4,949	137	67.1	174.3	107.2	39.3	67.9
1982	6,003	131	145.6	460.5	315.0	44.4	270.6
1983	6,730	149	214.3	412.0	197.7	39.6	158.1
1984	7,621	97	19.4	47.4	28.1	3.3	24.8
1985	8,635	112	38.4	260.9	222.5	14.5	208.0
1986	6,829	127	274.6	1,165.6	891.0	61.2	829.8
1987	10,865	102	136.3	352.2	215.9	32.8	183.1
1988	10,790	95	108.0	383.6	275.6	24.4	251.2
1989	11,400	75	79.1	203.8	124.7	21.4	103.3
1990	11,800	93	101.4	214.5	112.1	6.5	105.6
1991	8,600	152	1,475.8	2,912.1	1,436.2	253.4	1,182.9
1992	6,670	126	233.8	849.2	615.3	70.3	545.0
1993	5,320	82	96.3	218.2	122.0	13.8	108.1
1994	3,950	94	309.8	752.6	442.8	26.5	416.3
1995	3,870	55	179.1	263.0	83.9	8.2	75.7
1996	3,809	24	161.9	255.9	94.1	2.8	91.2
合 計	150,346	2,338	\$3,868.0	\$9,492.0	\$5,622.0	\$749.0	\$4,870.6

(注) 正常終了 (Standard Termination) : 年金資産が年金債務を下回らない状況での年金制度終了。

破綻終了 (Trusteed Termination) : 積立不足状態での年金制度終了。PBGC が年金制度の管財人 (trustee) となる。

資 産 (Assets) : 破綻終了した年金制度の資産。

債 務 (Liabilities) : 破綻終了した年金制度の年金債務。

不 足 (Gross Claims) : 破綻終了した年金制度の積立不足額。PBGC が企業へ請求可能な金額。ただし、実際に請求可能なのは、ERISA 法施行当時は企業の純資産の30%、現在は企業の純資産額を限度とする。

回 収 (Recoveries) : 破綻終了した年金制度について企業から徴収した金額。

請求権 (Net Claims) : 破綻終了した年金制度の運営企業からの徴収不足額。

(出所) Pension Benefit Guarantee Corporation, *Pension Insurance Fact Book*, 1996, Table A-9. This book is obtained from the PBGC's homepage, <http://www.pbgc.gov>.

表3 PBGCによる積立不足の未回収状況 (上位10社) (1985~1996年)

会社名	年金制度数	終了年度	未回収額	総未回収額に占める割合
Pan American Air	3	1991	\$787,529,118	17.0%
Eastan Air Lines	7	1991	527,797,791	11.4%
Wheeling Pitt Steel	7	1986	495,235,029	10.7%
Sharon Steel	5	1994	237,025,697	5.1%
LTV Republic Steel	1	1986	221,920,051	4.8%
Kaiser Steel	4	1987	221,613,328	4.8%
CF&I Steel	1	1992	220,883,318	4.8%
Allies-Chalmers	11	1985	185,735,058	4.0%
Uniroyal Plastics	1	1992	127,517,749	2.8%
Blaw-Knox	6	1992	117,539,828	2.5%
上位10社計	46		3,142,796,967	67.8%
その他	1,091		1,493,228,018	32.2%
合計	1,137		\$4,636,024,985	100.0%

(出所) Pension Benefit Guarantee Corporaiton, *Pension Insurance Fact Book 1996*, Table B-2.

表4 年金基金終了に伴う基金取り崩し (100万ドル以上) の推移

(金額単位: 100万ドル)

年度	制度終了数	加入者数	取り崩し額	年金資産額	年金債務額
1978	2	21	\$13	\$13	\$0
1979	7	999	13	17	4
1980	9	22,242	18	58	40
1981	35	30,512	159	341	183
1982	82	123,587	403	1,136	733
1983	166	168,549	1,606	3,429	1,823
1984	329	379,316	3,557	7,402	3,845
1985	582	708,595	6,106	13,654	7,548
1986	258	261,769	4,284	8,912	4,628
1987	277	236,060	1,956	4,931	2,975
1988	252	266,376	2,188	6,076	3,888
1989	163	154,249	804	2,355	1,551
合計	2,162	2,352,275	\$21,107	\$48,324	\$27,218

(出所) 今福愛志, 『企業年金会計の国際比較』, 中央経済社, 1996年, 66ページ。

主義的なものであったため年金債務が過大に見積もられていた場合、②年金資産の運用成果が予定利率を大きく上回る場合等の場合である。そして、企業は、自らの経費で積み立てた年金資産が年金債務を下回れば追加的に拠出をおこなう義務があるため、逆に、年金資産が年金債務を超過すればそれは企業が払いすぎているものであるから取り戻して当然という考え方があるのも首肯できる。

しかしながら、従業員のために非課税で積み立てたものを、非課税で運用し、非課税で取り崩し、しかも年金給付以外のために使用することに批判がなされ、1984年税制改革でこの取り崩し額は企業の所得とされるとともに、取り崩し額には税率10%の特別税が課せられることとなった。この結果、年金資産の取り崩しには一応の歯止めがかかったのである。ところが、1986年に、取り崩し額で従業員持株制度(Employee Stock Ownership Plan, 以下ESOPと略す)を創設する場合にはこの規定は適用されなくなった³⁾。給付建制度を終了させ従業員持株制度を創設した企業は表5のごとくである。

しかしながらこの事態にも問題がないわけではない。ERISA法では将来の年金給付のための年金資産を保全するという観点から、分散投資が義務づけられている。特定の経済主体株式・債券等の取得は年金資産全体の10%以下に限定されている。つまり、企業年金資金が、年金制度設定企業の株式を大量に引き受けることは禁止されているのである。この趣旨からすれば、特定の一企業の株式のみに投資するESOPは、受給権保護の観点からは「不健全」なものであり⁴⁾、とりわけ給付建年金制度の廃止→余資によるESOPの創設の場合にはそうである。また、ESOPは企業にしてみれば、従業員による出資である。つまり、超過積立資産が企業に出資として

表5 給付建制度を終了させ ESOP を創設した企業

年度	会社名	取引所	新株引受け
1983	Dan River Mills	NYSE	×
1983	Graniteville	NYSE	×
1983	Michael Baker Corp.	AMEX	×
1983	Primark Corp.	NYSE	○
1984	Equimark Corp.	NYSE	×
1984	Lyon Metal Products	NYSE	×
1984	Northwestern Financial Corp.	—	×
1985	Avondale Industries	OTC	×
1985	Clark Equipment Co.	NYSE	○
1986	Bank of New York Co.	NYSE	×
1986	Enron Corp.	NYSE	×
1986	Figgie International Inc.	OTC	○
1986	Frozen Food Express Industries	NYSE	×
1986	Merchants Bancorp	OTC	×
1986	Rexnord Inc.	NYSE	×
1987	Ashland Oil Inc.	NYSE	×
1987	Bank Building & Equip. Corp. of Am.	AMEX	×
1987	Brown & Sharpe	NYSE	○
1987	CBI Industries	NYSE	×
1987	Cullen-Frost Bankers	OTC	×
1987	Emery Air Freight	NYSE	○
1987	National Standard Co.	NYSE	○
1987	Poughkeepsie Savings, Bank, FSB	OTC	×
1987	Roper Corp.	NYSE	×
1987	Union Special Corp.	—	×
1988	Applied Power	OTC	×
1988	Barry Wright Corp.	NYSE	○
1988	Courier Corp.	OTC	×
1988	Merrill Lynch	NYSE	○
1988	Monarch Capital Corp.	NYSE	×
1988	R B & W Corp.	AMEX	×
1988	Roadmaster Industries	OTC	×
1989	Allied Group	OTC	○
1989	Indiana Federal Corp.	OTC	×
1989	Lowe's Cos.	NYSE	○
1989	Nalco Chemical Co.	NYSE	○
1989	Nu Horizons Electronics Corp.	AMEX	×
1989	Pacific Western Bancshares	—	×
1989	Robertson (H.H.) Co.	NYSE	×
1990	Mid-State, FSB	OTC	×

(注) Joseph R. Blasi and Douglas L. Kruse, *The New Owners*, Harper Business, 1991, Table G-1より作成。

拠出され、企業の資金として使用されるということになる。前述の給付建制度の廃止による余資の直接的活用とさして変わらないことは容易に推定されるのである。

II. 企業格付けにおける年金債務の評価

前述のように、SFAS87号の採用にあたっては、一部企業から格付けの低下の懸念が表明されていた。本章では格付け機関による年金負債の評価について検討してみよう。

米国の代表的な格付け機関の1つである Standard & Poor's 社の *Corporate Ratings Criteria*⁵⁾によれば、格付け基準の諸問題 (criteria issues) の1つとして「退職者に対する債務」(retiree obligation) があげられている。この「退職者に対する債務」は「年金負債 (pension liabilities)」と「退職者の医療負債 (retiree medical liabilities)」の2部から構成されている。本章では、このうち「年金負債」が Standard & Poor's 社による格付け評価にあたって、いかなる基準で評価されているのかを検討する。

まず、年金負債は「Standard & Poor's によれば企業負債と同等である (debt equivalents) とみなされる。ただし、2つの重要な特徴を持っている。1つは、負債の最終的な規模を見積もるに際して不確実性が存すること、第2に、ある年度に支払わねばならない金額について会社に大いなる裁量を与えられていること、これである⁶⁾。」この2つの特徴のゆえに同社は、まず最初に年金債務測定 of 諸仮定を精査する。諸仮定 (assumptions) とは、①割引率、②昇給率 (= 将来の年金給付増加率, [引用者注]), ③投資パフォーマンスに関する仮定である⁷⁾。これらの諸仮定は、産業界全体の標準、所属業界の標準と比較される⁸⁾。このようにして、企業が運営する拠

出建年金制度の債務の現在価値が再計算されるのである。

次に、年金資産の時価と、前述の年金債務とが比較されるが、ここで比較の対象となるのは想定給付債務 (projected benefit obligation, PBO, 以下 PBO と略す) である。SFAS87号では、年金債務として累積給付債務 (accumulated benefit obligation, ABO, 以下 ABO と略す) が用いられるが、Standard & Poor's 社は明確にこれを否定する。PBO は最終的に支払われるであろう給付水準をよりよく捉えるものであるし、企業がゴーイング・コンサーンである以上従業員に対する報酬水準は増加するであろうからである⁹⁾。なお、FASB も SFAS87号の制定にあたっては当初、PBO を年金債務としようとしたが、産業界・会計事務所の反対でこれを断念している¹⁰⁾。

そして、PBO が年金資産を超過する場合 (= 積立不足状態にある場合 [引用者注])、その不足額は貸借対照表上に負債類似項目 (debt-like component) として追加計上され、自己資本は下方修正される。逆に、年金資産が PBO を超過していれば (= 積立超過状態にある場合 [引用者注])、その超過額は貸借対照表上に資産として追加計上され自己資本は増加する¹¹⁾。かかる調整がなされた後に、財務比率が再計算されるのである。

また、SFAS87号の規定によって年金負債を認識・計上する場合に借方に計上される無形固定資産 (intangible asset) は Standard & Poor's 社の格付け評価にあたっては計上されない。無形固定資産計上の根拠となる年金負債の増加は年金制度改定によってもたらされるものであるが、この年金制度改定は「業界標準との競争力維持であるとか、労働罷業を阻止するための単なる防衛的手段である場合が多い」¹²⁾。そして、このような将来の給付増加分は、たとえ金額的に確定可能であろうとも、それはせいぜい次回の労使交渉までのものでしかないからである。つまり、長期間にわたる

償却は正当化されないのである。

そして、SFAS87号によれば、複数の年金制度を有している企業の場合は、年金制度ごとに年金債務を算定し、年金資産と比較することを求めているが、Standard & Poor's社の格付けにあっては、「積立超過状態にある年金制度と積立不足状態のそれとを相殺して」評価する。これは、「長期的には、積立超過状態にある年金制度への現金支出 (cash outflows) を減少させ、それによって積立不足状態にある年金制度への将来の現金支出の増加によって」¹³⁾複数制度間の積立超過・積立不足は相殺されると考えられるからである。

米国企業による年次報告書をみると、Standard & Poor's社の指摘するごとく、複数の拠出建企業年金制度を運営している企業の場合、積立超過状態の年金制度と、積立不足状態の年金制度とを別個に取り扱い、それぞれ貸借対照表上に積立超過状態の年金制度については、前払年金資産 (pre-paid pension assets) が、積立不足状態の年金制度については年金負債 (pension liabilities) が計上されている¹⁴⁾。

むすびにかえて

以上、近年における米国の給付建企業年金制度の動向と、格付け基準について概括した。近年の動向については、① ERISA 法施行当時問題となった積立不足状態の年金制度の破綻は、PBGCの年金保険によってある程度カバーされたが、大企業が年金制度を破綻させるとそれがPBGC全体の大きな負担となっていること、②給付建年金制度は件数そのものは減少しているものの、終了しているのは主として小型の年金制度であること、③1984

年税制改革以降、積立超過状態の年金制度を終了させて、余資で ESOP を創設した例が散見される。しかし、これは「従業員の年金受給権保護」という観点からは問題があること、また企業の格付けについては、①企業の格付けについては、SFAS87号では、将来の年金給付増加を反映させない「累積給付債務」が年金債務となっているが、Standard & Poor's 社の格付け基準では、将来の年金給付増加を反映させた「想定給付債務」を年金債務としていること、②たとえ連結ベースの年次報告書であるとはいえ、格付け機関は、複数の年金制度を運営している企業については、年金制度全体を相殺して評価していること、を指摘した。

近年の動向に関しては、次のことが指摘できよう。まず第1に、大企業の場合、産業横断的な労働組合との協議によらなければ年金制度の改廃が不可能なため、大企業にあっては給付建制度を維持せざるをえないことがあげられる。次に、比較的規模の小さい企業でも成長率の高い企業の場合には、株価の上昇が見込まれるため、給付建制度から ESOP への移行を比較的受け入れやすい。しかしながら、ESOP ではすでに指摘したように、投資リスクが一挙に高まる可能性がある。

また、企業の格付けに関しては、格付け機関がおおむね SFAS87号でのディスクロージャーを基準としていることがあげられる。ただし、あらゆることを想定した（と考えられる）想定給付債務を基準として年金資産・債務を再計算しており、なおかつ企業が複数の年金制度を運営している場合には、それら年金制度全体を相殺し、「企業の年金資産・年金負債」としている。これは、企業の格付けという投資家向けの、しかも理解しやすい情報を提供するという社会的任務から考えて、「企業全体としてどうなっているのか？」を判定するという趣旨から考えれば当然のことである。この意味では、SFAS87号で要請されている年金基金別の積み立て状態を反映

したディスクロージャーの適切性を改めて考察する必要がある。

注

- 1) 日本経済新聞, 1997年8月5日付朝刊。なお, 同記事によれば, 「24社合計の必要積立額は, 7兆8,587億円と前の年より16%伸びた。これに対して実際の積立額は4兆4,788億円と10%増にとどまり, 積み立て不足が拡大した。……(中略)……従来は, 積み立て不足額の拡大を恐れて企業側は割引率の引き下げに慎重だったが, 超低金利時代が長期化する中……(中略)……24社のうち16社が割引率を引き下げ, 5%前後から4%程度とした。一方, バブル後の運用利回りの実績は3%台の低水準で推移, 積立額の伸び悩みにつながっている。」とある。
- 2) 日本経済新聞, 1986年1月31日付。
- 3) ただし, 同規定の適用免除は, 1988年12月31日までであった。Cf., Joseph R. Blasi and Douglas L. Kruse, *The New Owners*, Harper Business, 1991, p.136, note 17.
- 4) 1952年10月に General Motors 社で新たな年金制度を創設した当時の CEO, Charles Wilson は, 以下のような考え方を有していた。「彼(=Wilson, 引用者注)は, ……自社株への投資という古くからの考えは, GM のマネジメントの大勢が指示していたにもかかわらず, 財務面から不健全であり, 被用者の利益に反するとした。自社株を買う年金基金は, 1つの籠に全部の卵を入れることになる。数がさして多くないのであれば, 卵は慎重にあつかわなければならない。……被用者は自らの企業に対し, すでに大きなものをかけている。仕事である。仕事とは現在の金のことである。その同じ籠に, 未来の金, 年金受給権まで入れることは, 投資原則に反する。しかもそれは, 財務的な不正である。被用者の面倒を見る顔をして, 彼らの未来資金たる年金基金の金を雇用主すなわち企業自身のために使うことになりかねない。」(Peter, F. Drucker, *The Pension Fund Revolution*, Transaction Pub., 1996, p.8, 上田惇生訳『[新訳] 見えざる革命—年金が経済を支配する—』, ダイヤモンド社, 1996年, 9~10ページ。なお, ドラッカーによる同原書は, 1976年に公刊された *The Unseen Revolution* の改訂版である。
- 5) Standard & Poor's, *Corporate Ratings Criteria 1996*. This book is obtained from Standard & Poor's homepage, <http://www.ratings.com/criteria/index.html>.
- 6) *Ibid.*, p.54.
- 7) *Ibid.*, p.54.
- 8) *Ibid.*, p.54. このような比較から調整が必要であるのは, 次のような事情があるからである。「たとえば, 割引率が1%増減すれば, 年金債務が10~15%増減するとい

う経験則があるからである。」(ibid., p.54.)

9) *Ibid.*, p.54. なお、年金債務には3種類のものがある。もっとも基本的なものは、労使協約によってすでに年金受給権が確定している部分であり、これを確定給付債務 (vested benefit obligation) という。これに現時点では受給権が確定してはいないが、過去の経験から将来的に受給権が確定するであろう部分を含めたものを累積給付債務 (accumulated benefit obligation) という。これに将来の昇給や制度改定によって増加するであろう部分を加えたものが想定給付債務 (projected benefit obligation) である。したがって、PBO はつねに ABO よりも大きいことになる。拙稿、「企業年金会計基準の企業財務における意義」『経済論究』(九州大学大学院), 第73号, 1989年3月, 178~180ページを参照されたい。

10) *Wall Street Journal*, March 22, 1985.

11) Standard & Poor's, *op. cit.*, p.54.

12) *Ibid.*, p.55.

13) *Ibid.*, p.55.

14) たとえば、Ford 社 (Ford Motor Co.) の場合、1997年決算 (1996年12月31日現在)、①米国内の年金制度について、積立超過状態の年金制度の前払年金資産は29億5,900万ドル、積立不足状態の年金制度の年金負債は4億3,200万ドル、②米国外の年金制度については、積立超過状態の年金制度の前払年金資産は6億7,300万ドル、積立不足状態の年金負債は17億2,200万ドルとなっている。したがって、合計で前払年金資産は36億3,200万ドル、年金負債は21億5,400万ドル計上されているが、これは Standard & Poor's 社基準では正味年金資産14億7,800万ドルということになる。